

## 工事関係書類の簡素化及び削減について

### 目 的

発注者（監督員・検査員）並びに受注者の工事関係書類に係る負担軽減を図るため、つぎのとおり取扱います。

### 適 用

平成 29 年 4 月 1 日以降の発注工事に適用します。

### 簡素化及び削減の取扱い

#### 工事完成時での安全管理関係書類の取扱い

対 象： 土木工事，管繕工事及び設備工事。

取扱い： 安全管理関係のすべての図書について，受注者は完成図書の提出と同時に監督員へ一時預けるものとし，監督員及び検査員の検査終了後，受注者に返却します。  
(受注者は一定期間保管してください。)

#### 工事写真の電子化

対 象： 土木工事。

取扱い： 完成図書のうち「工事写真」を電子納品対象にします。

当面，電子納品が困難な受注者は，これまでと同様に紙納品でも可とします。

電子納品物は，「広島県電子納品実施要領」，「デジタル写真管理情報基準」に準拠し作成してください。

## 建設業退職金共済制度関係書類の取扱い

対 象： 土木工事，営繕工事及び設備工事。請負代金額300万円以上の工事。

取扱い： 建設業退職金共済証紙購入状況報告書などの3種類は提出必須とし，その他の4種類は必要に応じて提示を求めるものとします。

### 【提出必須の書類】

- ・ 建設業退職金共済証紙購入状況報告書
- ・ 建設業退職金共済証紙（無購入・購入遅延）理由書
- ・ 建設業退職金共済証紙交付辞退届

### 【必要に応じて提示を求める書類】

- ・ 建設業退職金共済証紙貼付状況報告書
- ・ 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書
- ・ 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（兼）建設業退職金共済証紙交付依頼書
- ・ 共済証紙受払簿

## まとめ

工事関係書類の削減等のため，発注者（監督員及び検査員）と受注者，双方が共通認識をもち，提出を不要とされた書類について「受注者は提出しない，発注者は提出を要求しない。」ことに努めます。

また，土木工事においては，原則，検査員は関係仕様書において提示とされている書類（当分の間，安全管理関係書類を除く。）は，検査時に提示を求めます。

受注者は，提示を求められた書類をその場で示し説明する必要がありますので，検査時に提示できるよう用意しておいてください。

また，提示書類については，受注者は一定期間保管しておいてください。